

平成31年度の税制改正について

平成31年度の税制改正において、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税が国税として創設されます。

適用事業年度

令和元年10月1日以後に開始する事業年度

納める人

法人事業税の納税義務のある法人（県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人）

納める額

法人事業税額のうち、標準税率により計算した所得割額または収入割額に税率を乗じた金額です。

なお、令和元年10月1日以後開始する事業年度の税率については、税率表をご覧ください。

申告と納税

法人事業税と併せて事務所等の所在する都道府県へ申告納付します。

※ 地方法人特別税については、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されます。